発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市入船町1番地
電話(53)3033～4
編集兼発行人 杉本一男
半年間1,800円 送料共
振替口座番号
労働金庫大牟田支店
825－0000569

「基準退職」の二十四人
解雇無効求め提訴

七百三十人を希望退職と基準退職で削減する合理化は、新労組と職組が受け入れを決め、三池労組との交渉は決裂しましたが反対を押しきって強行された結果、最終的に出向を含めて七百四十一人と提案を上回る人員減となりました。三池労組の基準退職者は「強制解雇は認めない」と七月十九日、福岡地裁に「解雇無効、損害賠償」を求めて提訴、同時に「三池不当解雇訴訟団」を結成して今後の活動を進めることになりました。（訴状全文は二面に）

7月19日 福岡地裁

「解雇無効、損害賠償」を求めて提訴したのは「三池不当解雇訴訟団」の小柳康治団長をはじめ二十四人。十二月末に基準退職を強制される七人も同訴訟団に加わることになっています。

提訴当日の七月十九日は午前九時前に福岡地裁の門前で激励集会が開かれたあと直ちに同地裁民事部に訴状を提出、記者クラブで記者会見し、佐伯静治弁護団長が提訴の経過と訴状の内容について述べ質問に応じました。また、小柳訴訟団長が決意を述べました。

提訴のあと弁護士会館で提訴報告を兼ねた三池不当解雇訴訟団激励・裁判闘争勝利決起集会を開き、組合員・主婦会員、三池大災害原告団、退職者の会、さらに福岡地区労の支援者を前に、まず佐伯弁護団長が裁判闘争の争点を説明、また坂本福岡県評議長、関谷総評九州事務所長が裁判闘争の意義にふれながら連帯と支援、激励のことばをおくられました。さらに、組合を代表して田口書記長が支援に対するお礼と今後のたたかいへの取り組みを報告、最後に小柳団長が「提訴に当たって決意を新たにしている。怒りを込めてたたかっていく」と決意を述べました。

なお、提訴前日の十八日午後五時三十分から労働金庫大牟田支店ホールで支援団体代表など百五十人が参加して、三池不当解雇訴訟団激励・裁判闘争勝利決起集会を開きました。

基準退職者全員が提訴を決意（7月18日）

希望退職・基準退職者数

		第1次	第2次	計
一般職	希望退職	298	52	350
	基準退職	214	57	271
	計			621
一級職	希望退職	35	3	38
	基準退職	27	13	40
	出向	42		42
	計			120
合計				741

注1、一般職は鉱員、一級職は職員
2、三池労組の基準退職者は、
6月末 24人、12月末 7人、計 31人

総評大会で支援決議

七月二十六日から東京・九段会館で開かれていた総評第七十九回定期大会最終日の二十九日三池の不当解雇に反対し、解雇無効を求める裁判闘争についての支援決議が採択されました。

決議は総評九州ブロック、全道労協、炭労の提案によるもので、この決議を受けて九州ブロックの各県評ではカンパ運動が取り組まれます。

消費税導入阻止へ

期末手当低額で妥結

七月十四日からおこなわれてきた上期期末手当交渉は、二十一日に三菱・太平洋が期末手当二十七万円、協力一時金四万円、計三十一万円で妥結。三井は二十二日、期末手当二十七万円、協力一時金一万五千円、計二十八万五千円で、住友は同日期末手当二十七万円、協力一時金二万円、計二十九万円でそれぞれ妥結しましたが、すべて前期妥結額を上回ったものの、以前の水準には到達せず、依然として低額に終わりました。

なお、三井の場合合理化立上り資金として二万五千円が一律に支給されます。

二十六日、山元で配分交渉がおこなわれ、生活給重視の配分を要求しましたが、次のように会社強行配分となりました。

本人給 一三七、五一五円
家族給 四、〇〇〇円（人）
勤続給 二、〇〇〇円（年）
所得給率 〇・〇六九九一

基準退職者は一律二十七万円。

支給日は八月五日、午後一時から六時まで。

三池港務所の期末交渉は七月六日、三十一万七千五百円で妥結しました。

三井の春闘交渉が延期されていますが、九月中旬再開の予定です。

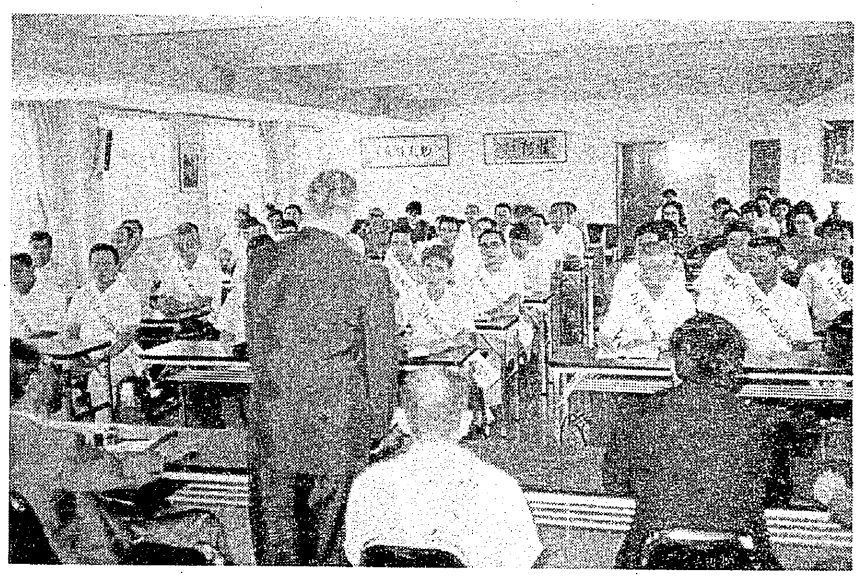
提訴後開かれた決起集会で（弁護士会館）

消費税導入で 原油関税がピンチ
「石特会計」あくまで確保を

石特会計は、石炭政策の財源として炭労などのたたかいによって、原・重油関税から十分とはいえない額ではありますが獲得してきた歴史をもっています。

六十三年度石特予算においても一、二九八億円のうち原・重油関税は一、〇〇七億円を占めている重要な財源です。

政府・自民党は、いま開かれている第一一三回臨時国会で、消費税導入をはじめとする税制改革をもくろんでいます。この税制改革案が、石油に関しては消費税三%を単純併課しようとしていることから、石油業界が支出増になるために、石油業界や自民党の一部から原油関税を廃止しようという動きが強まってきました。

また、この原油関税が廃止された場合の石特会計は、財源を一般会計からの繰り入れで確保するという方向も論議されはじめています。

八次策のもとで閉山・縮小が相次ぐ情勢の中で、石特会計を確保することは、きわめて重要なものであり、政府・自民党が企図している消費税導入と、これに関連する原油関税廃止は断固として阻止しなければなりません。

石炭特別会計の財源である原・重油関税のうち、今国会で審議されようとしている消費税導入に関連して、原油関税を廃止しようとする動きが急速に浮上してきました。

このような動きに対して炭労は、各支部に反対の行動に取り組むよう指示（関連記事二面）するとともに、関係方面との折衝にあたっています。

地底

▼…「ダイ・イン二万広島の土背に暑し」（谷口まこと）。「背寒くなりて見て居り幾千のひと原子雲被りたる街」（木村守）。—西日本反核平和詩歌句集第五集『曙の歌はいま』から—。核もいや分裂もいや廃絶への願い。

▼…希望退職者三百三十八人。定年制〝前倒し〟の基準退職者が三百十一人。さらに出向が四十二人。しめて七百四十一人。会社提案の七百三十人を上回った。昨年の五百十二人の希望退職者、さらに下請けが昨年約五百人、今年三百人解雇され、この二年間に二千人を超す三池炭鉱労働者が職場を追われた。

▼…新労組との組織比で十分の一にも満たない百七十人の三池労組だが、三次にわたる二十四時間ストをうち抜き、二十数万枚のビラを配り、座り込みは延べ三十三日、参加者は千六百人を数えた。全員集会、決起集会、街頭行動など全力をあげたたかいとなった。このたたかいの火は、これからも明々と燃え続けるだろう。

▼…「政策だからやむを得ない」のか。「一定の縮小は避け得ない」のか。要は、需要量の一割にも満たない国内炭を残すかどうかの選択なのだ。「総撤退」となっても、確実に資本は〝生き残る〟道を選択できるが、労働者にはその手段もない。放り出され棄てられて、それでも黙っていられるのだろうか。

▼…政策、合理化の必要性、交渉の方法、整理基準などを、たたかいの延長として法廷で争う。労働者の〝首〟が守れないのなら、労働組合としての存在価値はない。「たたかってこそ人間」なのだ。労働運動が変わったのだろうか。そう見えるのは、ねじ曲げようとする者がいるからだ。労働運動の本質は昔も今も変わらない。